

下野市補助金の継続的な見直しのためのガイドライン

総務部財政課

平成 24 年 10 月 1 日策定

I 補助金の継続的な見直しの基本的な考え方

補助金の見直しについては、平成 20 年 4 月 1 日に施行された「下野市各種団体等の補助金の交付に関する基準」（以下「交付基準」という。）に基づき行うものであり、平成 23 年 9 月 1 日に策定した「平成 23 年度補助金の見直しに係る基本方針」（以下「基本方針」という。）を基本的な考え方として、本ガイドラインにより、毎年継続的に見直しを行うものとする。

II 補助金の見直し

1. 補助金審査基準（毎年度予算要求時における判断基準）【別表 1】

毎年度、予算編成時に補助金等要求調書（別紙 1：「様式 6」）を作成し、【別表 1】「補助金審査基準」（以下「審査基準」という。）により、担当課及び財政課でチェックを行うものとする。

また、補助金の交付時及び実績報告に基づく補助金の確定時においても再度担当課においてチェックを行い、随時の見直しに資するものとする。

2. 補助金見直し基準（3 年ごとの補助金の見直しに関する判断基準）【別表 2】

平成 24 年度の予算編成にあたり全ての補助金の終期を原則 3 年と設定したが、終了年度の見直しが必要となる場合も想定されることから、3 年ごとに予算編成前に補助金見直し確認調書（別紙 2）を作成し、【別表 2】補助金見直し基準（以下「見直し基準」という。）により担当課及び財政課でチェックを行うものとする。

なお、担当課においては、前回（平成 23 年度）の見直し内容を基に見直し期間（3 年間）中に、事業内容の検討、交付団体の育成に努めることとする。

III 補助金見直しの重点項目

1. 終期の設定による確認

多くの補助金が長期間にわたり見直しも行われずに既得権化して事務的に行われていることが問題であり、交付基準及び基本方針に基づき設定された、原則 3 年を交付期間とし、全ての補助事業について終了年度を定めたところであり、団体の育成等、補助事業の終了に向け、具体的な行動を計画的に取り組むこと。

また、新たに補助金を交付する場合には、必ず終期を設定するものとし、その期間は原則 3 年以内とすること。

なお、3 年経過後も見直し基準による確認の結果、継続して補助金を交付する必要があると判断された場合は、終期の見直しを行うこととする。

2. 補助率の上限設定による確認

補助率は、対象経費の 3 分の 1 以内を原則とし、政策上必要な場合は 2 分の 1 を上限とする。

ただし、法令や国・県制度により交付が義務付けられている場合や、補助率を定めて交付することが、その性格上なじまない補助金については、例外とする。

なお、単年度において補助率を確定し難い事業規模の小さな少額補助団体については、育成期間を定めて補助金の必要性を含めて見直しを行う。また、急激な減額により、事業の継続が困難と思われる補助金については、団体と十分な協議のうえ、必要な措置を講じながら、期間を定めて見直しを行うこととする。

3. 実績報告書等による支出状況等の確認

各補助金の交付規則又は下野市補助金交付規則第13条に基づく実績報告書（事業実績書、収支計算書その他資料を含む。）の審査にあたっては審査基準により、次の各項目について確認を行い同規則第16条の規定による補助金の額の確定を行うこととする。

（1）使途の確認（確認を要する経費の例）

- ・飲食費（会議時における必要な茶菓子等を除く。）
- ・懇親会費（直接公益的な事業に結びつかない経費。）
- ・研修旅費（社会一般通念上公金での支出が疑問視される経費。）
- ・交際費　　・慶弔費　　・その他、事業目的外の事業支出

（2）繰越金（決算余剰金、積立金）の確認

（3）会費の徴収や負担金・協賛金の徴収等の確認

4. 補助金見直しの継続的取り組み

補助金の見直しを行った結果、個々の特別な問題により、特例的な措置を講じた補助事業については、団体との継続的な話し合いを基本として、その問題の解決に取り組むこととする。

- （1）激減緩和のため、複数年に渡り段階的に削減とした補助金については、見直し内容を猶予する特別な状況が新たに確認出来ない場合を除き、着実にこれを行うこと。
- （2）少額補助金であり、単年度での補助金交付割合の判断が難しいため、補助金の見直しを見送ったもの、見直し額を緩和したものについては、毎年度その補助事業を取り巻く様々な状況を把握し、精査・見直しを行うこと。
- （3）繰越金額や支出の状況において、指摘を受けた補助事業については、指摘事項の速やかな改善を図るとともに、補助金のあり方等についても検討すること。
- （4）補助金から委託料に費目変更した事業については、見直しの第1歩であり、事業の必要性を含め適正な実施内容を検討し、委託方法や金額の見直しを行うこと。
- （5）補助金の目的を再確認し、団体の育成や政策による事業普及等について、可能な限り、具体的な数値目標を設定する。

IV 新規補助金の考え方

市民団体や市民活動に対する新規の補助金は、原則、市民活動補助事業の対象としてのみ扱い、個別の補助金交付は行わない。また、終期の設定による補助事業の終了後、新たな活動に対して補助金を交付する場合も同様とする。

法令や国・県の制度により交付する場合、市の政策上必要により交付する場合は、本ガイドラインに基づき交付するものとするが、類似補助金の整理統合を行うこととする。

【別表1】補助金審査基準（毎年度予算要求における判断基準）

項目	視点	予算要求にあたっての審査基準
	妥当性	補助対象事業は、次に該当するものであるか ・現在の社会情勢に適応している ・公益性が高い
基本事項	公平性	補助対象事業は、次に該当するものであるか ・公金を充てることに市民の理解が得られている ・最終受益者が広範囲にわたる
	効率性	補助金交付により、補助対象事業の効果の増幅が期待できるか ・補助金に応じた実際の効果が見られる（具体的な説明ができる） ・効果が期待できない程の少額補助で、形式上のものではない
	有効性	補助金交付により、補助対象事業の目的達成につながっているか ・補助金を交付しない場合、目的が達成されない（具体的な説明ができる） ・すでに目的は達成されており、既得権として、慣例的に交付されていないか
補助対象経費	事業	<p>【団体運営費補助】</p> <p>① 当初の目的である団体育成としての支援の継続性・必要性を有しているか ② 補助対象事業費に次の経費が含まれていないか ・慶弔費等交際費にかかるもの ・懇親会費等食糧費にかかるもの ・直接公益的な事業に結びつかない経費 ・社会一般通念上公金での支出が疑問視される経費</p> <p>③ 多額の決算余剰金、積立金がないか ④ 会費の徴収や負担金・協賛金の徴収等、自助努力がされているか</p> <p>【事業費補助・委託的補助】</p> <p>① 事業に対する補助金で、目的外の支出はないか</p> <p>【その他補助金】</p> <p>① 法令や国・県制度との整合性は図られているか ② 特別な事業により交付されている場合、その必要性は説明できるか</p>
	単価	<p>【団体運営費】</p> <p>① 補助率は、対象経費の3分の1以内となっているか ② 3年毎の見直しの際、特別な事情により定めた方針に沿っているか</p> <p>【事業費補助】</p> <p>① 政策上必要な場合として、2分の1の上限となっているか ② 補助金を定めて交付することが、その性格上なじまない場合、その妥当性を説明できるか</p> <p>【委託的補助】</p> <p>① 補助金の積算根拠は適切か</p>

	<p>② 目的外の事業への支出はないか 【その他の補助金】</p> <p>① 法令や国・県制度に基づく適正な補助率、補助額となっているか</p> <p>② 特別な事業により交付されている場合、その補助率、補助額の妥当性について説明できるか</p>
交付期間	<p>【運営費補助】</p> <p>① 終了年度（未設定として見直しから3年と定めた年度）に向け、団体の育成が進んでいるか</p> <p>【事業費補助】</p> <p>① 終了年度（未設定として見直しから3年と定めた年度）に向け、事業効果の検証が進んでいるか</p> <p>【委託的補助】</p> <p>① 終了年度（未設定として見直しから3年と定めた年度）に向け、事業の実施方法の検討が進んでいるか</p> <p>【その他補助金】</p> <p>① 終了年度（未設定として見直しから3年と定めた年度）に向け、事業の実施方法の検討が進んでいるか</p> <p>② 法令や国・県の制度による特別な事情により未設定の場合、常に状況を把握し必要な見直しが図られているか</p>

【別表2】補助金見直し基準（3年ごとの見直しに関する判断基準）

	補助金に対する評価	対 応	見直しの手法
交付期間の見直し	① 終了年度となり、補助の目的を達成したもの	廃止 継続 ※終了年度の見直し	・廃止
	② 終了年度となるが、審査基準に適合しており、引き続き交付が必要と思われ、その効果が見込まれるもの		・補助対象経費の精査
	③ 法令等により交付期間が定められているもの		・補助対象経費の精査
	④ 国・県補助金対象事業のうち、市の負担が義務付けられ、期間が定められているもの		・国・県補助制度の廃止（変更）時に市補助制度を廃止（変更）
	⑤ 他市町との協議により、市の負担期限が定められているもの		・補助対象経費の精査
補助金の見直し	① 法令等に実施が義務付けられている	継続	・補助対象経費の精査
	② 国・県補助金対象事業のうち、市の負担が義務付けられているもの		・補助対象経費の精査 ・国・県補助制度の廃止（変更）時に市補助制度を廃止（変更）
	③ 他市町との協議により、市の負担額が決定しているもの		・補助対象経費の精査
	④ 審査基準に適合しており、かつ、引き続き補助の必要があるもの		・補助対象経費の精査
	⑤ 補助目的が達成されたもの		・廃止
	⑥ 経済社会情勢の変化により、事業効果が薄れたもの	廃止・縮小等	・廃止 ・縮小（事業内容の見直し）
	⑦ 長期にわたる補助金のうち、事業目的が曖昧となり補助金の効果が乏しくなったもの		・廃止 ・縮小（事業内容の見直し）
	⑧ 審査基準に適合しないもの		・廃止 ・縮小（事業内容の見直し）
	⑨ 補助金としての支出になじまないもの	費目変更	・補助対象経費の精査 ・委託費、報償費等への変更
	⑩ 補助金の必要は認められるが、類似の補助等（委託等の支出を含む。）があり、整理統合により一層の効果があると見込まれるもの	統廃合	・整理統合 ・補助対象経費の精査